

別紙 1

仕 様 書

業務は、本仕様書に基づき実施するものとする。

なお、本仕様書は、業務の仕様を定めるものであるが、受託者（以下「乙」という。）は、下関市（以下「甲」という。）が必要と認めた軽微な作業については、記載の有無にかかわらず、賃借料の範囲内において実施することとする。

1. 業 務 名

下関商業高等学校教室棟照明 LED 化賃貸借

2. 実施場所

下関商業高等学校

下関市後田町四丁目 1 1 番 1 号

3. 業務内容

本業務は、国際条約「水銀に関する水俣条約」の規制により、蛍光灯の製造・輸出入が令和 9 年(2027 年) 末までに全面禁止となるため、教室棟の既存照明器具（別表 1 参照）を対象に、LED 照明器具の取り付けおよび賃貸借の契約を行うものである。

4. 契約期間

契約締結日から令和 1 3 年 1 2 月 3 1 日まで

5. 賃貸借期間

令和 9 年 1 月 1 日から令和 1 3 年 1 2 月 3 1 日まで（6 0 か月）

債務負担行為

なお、契約締結日から賃貸借期間開始日までの間は、設置等の準備期間とする。賃貸借期間開始までに、設置、調整、試験を済ませること。

賃貸借期間の開始日までは仮使用期間として、乙が設置した順に、甲が仮使用できるものとする。

6. LED 照明器具の仕様

（1）別紙 2 LED 照明器具仕様書を参照すること。

（2）公共施設用照明器具の導入実績がある国内メーカーの同等以上の製品かつ新品とする。

（3）照明器具については事前に仕様書を甲へ提出し、甲の承認を得たうえで

発注及び設置を行うこと。

- (4) 学校環境衛生基準を参考に照明器具の選定を行うこと。

7. 設置作業

- (1) 設置作業については、学校業務に支障のない日時にて行うこと。
- (2) 設置作業日時等は、事前に甲と協議を行い、作業工程表を提出すること。
- (3) 照明器具の交換については、既存照明器具（ランプ本体及びランプ本体以外）を撤去し、設置すること（既存器具の流用不可）。
取り外した蛍光灯（ランプ本体）のうち利用可能なものについては、環境保護の観点から、甲にて再利用するものとする。
その他、産業廃棄物については、関係法令を遵守の上、乙の負担で適正に処分すること。
- (4) 設置作業に際し、既設建物・物品等に損傷を与えた場合は、甲へ報告の上、乙の負担で復旧・修理すること。
- (5) 高所作業等設置作業に伴う安全管理については、事前に甲と打ち合わせを行い、乙の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- (6) 設置作業中は粉塵等の飛散には十分な注意を払い、必要に応じて養生を行うこと。
- (7) 設置作業前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁不良がないことを確認すること。
- (8) 設置作業完了後、下記書類を提出すること。
 - ・ 完成図
 - ・ 作業写真（取付前・取付中・取付後）
 - ・ 完了報告書
- (9) 本業務の賃貸借品であることを表記したラベル等を付すこと。困難な場合は、甲と協議すること。

8. 保守点検

- (1) 契約期間満了時まで、性能維持の保証を行うこと。
- (2) 賃貸借期間中、通常の使用条件において、LED 照明に点滅、不点灯の不具合が生じた場合は、乙の負担で LED 照明を正常に点灯させるために必要な措置を行うこと。ただし、故障の原因が甲の取扱不注意・天災・不可抗力・事故その他乙の責めに帰すべからざる理由によるものであるときは、別途乙から甲へ実費請求をすることができるものとする。
- (3) 照明器具を設置したのち、照度測定を行い照度測定表を提出すること。

9. 法令遵守

- (1) 乙は、業務の遂行にあたっては関係法令等を遵守し、常に適切な管理を

行うこと。

10. 支払い

- (1) 賃借料は月払いとし、乙は賃借料総額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の60分の1の額（1円未満の端数が生じた場合は、最初の支払月で調整する。）を毎月甲に請求するものとする。
- (2) 甲は、前項の定めにより乙の提出する適法な支払い請求書を受理した時は、その日から起算して30日以内に乙へ支払うものとする。

11. その他

- (1) 本契約において導入する照明器具について、契約期間終了後は甲に無償譲渡すること。
- (2) 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙3「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとする。
- (3) 甲から提供した資料については、本業務の履行中及び終了後においても、機密保持のために十分な体制・設備により、厳重に管理し、紛失や盗難等による情報漏洩を確実に防止すること。
- (4) 第三者への資料提供を行う場合は、甲の承認を得ること。
- (5) この仕様書に定めのない事項が発生した場合は甲、乙協議のうえ定めるものとする。
- (6) 償却資産税は非課税とする。

別紙2 LED 照明器具仕様書

項 目	屋内
照度	学校環境衛生基準を参考にする事。
数量	図面を参考にする事。 詳細は現地協議による。
電圧	100～242[V]
光束 [lm]	既設品同等以上
色温度 [K]	5,000[K]以上
演色性[Ra]	Ra80 以上（JIS 2015 参考）
定格寿命時間	40,000 時間以上
材質	鋼板製
防水性能	既設品同等以上
ノイズ対策	電気用品安全法に基づく
保証期間	リース契約期間内